

## 6 贈 与 税

## 統計表を見る方のために

- 1 この章は、平成13年中(平成13年1月1日～平成13年12月31日)に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者(贈与税の配偶者控除、又は住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む。)について、平成14年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

## 2 統計表の収録一覧

統 計 表	本 年 分・ 過 年 分 の 区 別	申 告 又 は 処 理 の 別	調 査 項 目					調 査 方 法
			人 員	取 得 財 産 価 額	税 額 控 除	納 付 税 額	取 得 類 別 財 産 価 額	
6 - 1 課 税 状 況								全 数 調 査
(1) 課税状況	本 年 分	申告及び処理の合計						
(2) 課税状況の累年比較	"	申告及び処理の合計						
(3) 加算税の状況	本・過 年 分	処 理						
(4) 申告及び処理の状況	"	申告及び処理の合計						
(5) 税務署別課税状況(人員)	本 年 分	"						
6 - 2 贈 与 財 産 価 額 階 級 別								
(1) 人員、財産価額及び税額	本 年 分	申告(修正申告を除く)						
(2) 贈与税課税状況の累年比較図	"	"						
6 - 3 贈 与 財 産 種 類 別								
(1) 受贈人員、財産価額	本 年 分	申告(修正申告を除く)						
(2) 贈与税の種類別取得財産価額(構成図)	"	"						

## 3 用語の説明

- (1) 配偶者控除..... 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつその後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。  
なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基礎控除..... 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (3) 納税猶予..... 贈与者の法定相続人であつて農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。
- (4) 住宅取得資金の贈与..... 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件の下で、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。